

虐待防止対応規程

社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する事業の利用者の安全と人権擁護の観点から、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げる事のないよう、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において虐待とは、本会職員（以下「職員」という。）がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること
- (3) 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置
- (4) 利用者の支援を著しく怠ること
- (5) 利用者に対する著しい暴言・行動
- (6) 利用者に著しい心理的外傷を与える行為や言動
- (7) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び家族、職員等からの虐待の通報があるときは、この規程に基づき対応しなければならない。

- 2 職員は虐待を発見したときは、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 この規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、本会に虐待防止対応責任者を設置する。

- 2 虐待防止対応責任者は事務局長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討

- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 第三者委員（第9条に規定する者をいう。）への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者（家族も含む）及び第三者委員への報告

（虐待防止受付担当者）

第7条 本会事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止受付担当者は事業所の管理者とする。
- 3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を報告しなければならない。

（虐待防止受付担当者の職務）

第8条 虐待防止受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの虐待防止受付
 - (2) 職員からの虐待通報受付
 - (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
 - (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者への報告
 - (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告
- 2 第11条以降の「虐待通報者」は、通報者が法人職員及び第三者であっても「被虐待者本人及び家族等」と読み替える。

（第三者委員）

第9条 第三者委員は、本会が提供する福祉サービスに関する苦情解決に関する規程第2条に定めた者とする。

第3章 虐待防止及び解決

（虐待防止対応の周知）

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページへの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

（虐待通報の受付）

第11条 虐待の通報は、被虐待通報書（様式1）によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を被虐待通報の受付・経過記録書（様式2）に記載し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち合いの要否

(虐待の報告・確認)

第 12 条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を被虐待通報受付報告書（様式 3）によって虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合も同様の対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は虐待内容を確認し、被虐待通報受付報告書（様式 4）によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は原則として虐待通報のあった日から 10 日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第 13 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立ち合いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を話し合い結果記録書（様式 5）により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・報告)

第 14 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して改善結果（状況）報告書（様式 6）により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。

3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、鳴門市の苦情相談窓口及び徳島県運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(虐待防止のための職員等研修)

第 15 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければ

ならない。

2 研修は虐待防止啓発研修に限らず、事業全般にわたり人格・資質の向上を目的として研修をする。

（虐待防止委員会の設置）

第 16 条 虐待防止対応責任者は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。

3 虐待防止委員会の委員長は、事務局長とする。委員は必要のある委員数とする。

4 必要のある場合は、第三者委員や利用者の代表者等の外部委員に加えることができる。

5 委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

（虐待防止委員会の責務）

第 17 条 虐待防止委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない事業所環境づくりを目指さなければならない。

2 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することができる。

（解決結果の公表）

第 18 条 利用者等によるサービスの選択や、本会が行うサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き事業報告または広報誌等実績を掲載し公表することとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。